

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、ご説明する内容は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	東橋本薬局
所在地	神奈川県相模原市緑区東橋本 2-19-9
指定番号	第 1442684488 号
代表者名	藤澤 一磨
電話番号	042-733-2714

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者さまに対し、薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
運営方針	① 利用者さまの意思及び人格を尊重し、常に利用者さまの立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保険、医療、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。 ③ 利用者さまの療養に資する等の観点から、当該利用者さまに必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者さままたはそのご家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス内容

当事業者がご提供するサービスは以下の通りです。

①	当事業所の薬剤師が、医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を作成します。そして医師の発行する処方せんに基づき、薬剤を調整するとともに、利用者さまの居宅を訪問し、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう説明いたします。
②	もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

4. 職員等の体制

当事業者の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員 数	通常の勤務体制
薬剤師	3 名	・ 常勤者（2 名） 勤務時間－ 9：00～18：00 （月火水金） 9：00～12：00 （木土） ・ 非常勤（1 名） 勤務時間－ 9：00～18：00
事務員	3 名	・ 常勤者（1 名） 非常勤（2 名） 勤務時間－ 9：00～18：00

5. 担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

担当薬剤師：①藤澤 一磨 ②谷津ゆう子 責 任 者：藤澤 一磨

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ②利用者さまは、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、事前に利用者さまの同意を得た上で、担当薬剤師を変更することがあります。

6. 営業日時

営業日時は以下の通りです。

9：00～12：00 14：00～18：00 （月火水金）

9：00～12：00 （木土）

※国民の祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

7. 緊急時の対応

必要に応じ利用者さまの主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、サービスの利用料は以下の通り定められています。

居宅療養管理指導は、事前に策定する薬学的管理指導計画に基づき、最大月4回実施いたします。

単一建物居住者の人数	1人	2人～9人	10人以上
1割負担の場合	518円	379円	342円
2割負担の場合	1,036円	758円	684円
3割負担の場合	1,554円	1,137円	1,026円

末期の悪性腫瘍、中心静脈栄養、あるいは注射による麻薬の投薬が必要な利用者さまは最大月8回実施いたします。

	麻薬等の特別な薬剤が 使用されている場合	医療用麻薬持続注射療法を 行っている場合	中心静脈栄養法を 行っている場合
1割負担の場合	100円	200円	300円
2割負担の場合	250円	500円	750円
3割負担の場合	150円	300円	450円

※上記のほか、薬代や薬剤の調整に係る費用一部をご負担いただきます。

※交通費は、居宅療養管理指導サービスに要した実費を請求させていただく場合があります。

9. 苦情申立窓口

当事業所サービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

連絡先：03-3805-6663

担当者名：荒井 聖也

10. 事故発生時の対応

居宅療養管理指導サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者さま及びそのご家族、医療機関、利用者さまに係る介護事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。